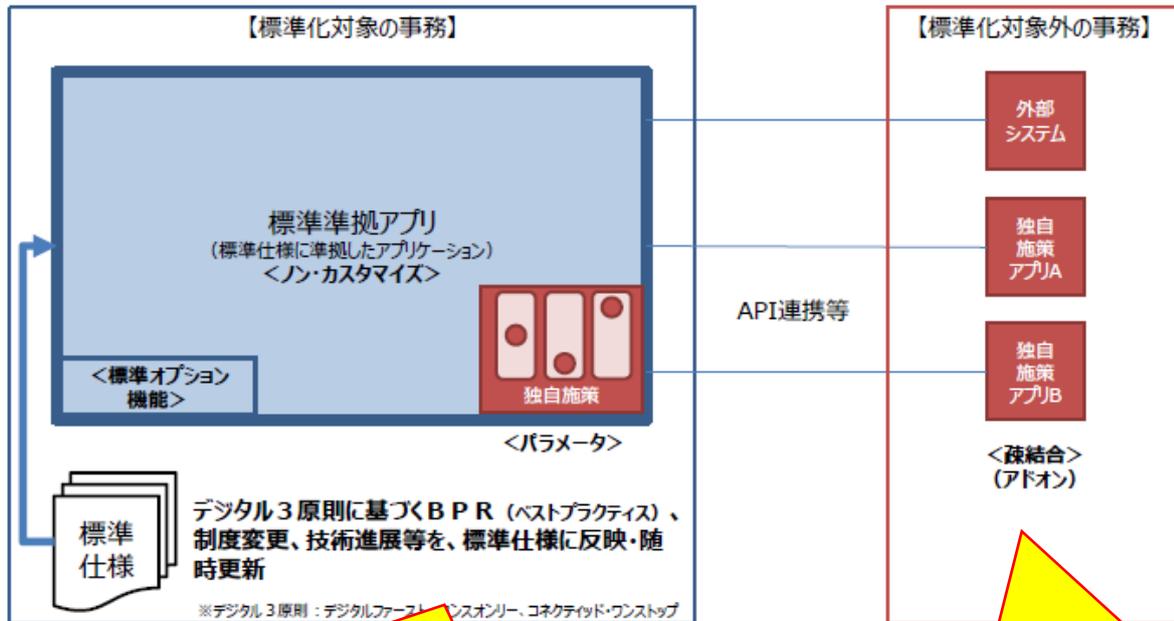


地方公共団体の基幹業務アプリケーションの目指す姿

- 「標準化対象の事務」について標準仕様を作成し、標準準拠アプリはカスタマイズをしないこと（**ノン・カスタマイズ**）を徹底すると同時に、標準仕様は、**デジタル3原則に基づくBPRのベストプラクティスを反映・随時更新**することで品質の向上を図る。標準化対象事務についての地方公共団体の規模の違い等による事務処理の違いは、標準オプション機能で対応する。
- 「標準化対象外の事務」については、標準準拠アプリをカスタマイズしないよう、標準準拠アプリとは別に、標準準拠アプリとは**疎結合した形で別に構築（アドオン）**し、標準準拠アプリとAPI連携等により連携する。



4

標準化の対象内は、「パラメータ」で処理できる事業

- ・上乗せの独自事業のうち、「パラメータ」で処理できる事業
- ・横出しの独自事業のうち、「パラメータ」で処理できる事業

標準化対象外の事務

- ・上乗せの独自事業のうち、「パラメータ」で処理できない事業
例) 高額障害福祉サービス等給付費について地域生活支援事業も含めて計算する場合
- ・横出しの独自事業のうち、「パラメータ」で処理できない事業
例) 地域生活支援事業